

資料4【基本目標・事前に備えるべき目標】

【基本目標】

国	広島県（平成28年3月）	東広島市
いかなる災害等が発生しようとも		
①人命の保護が最大限図られること	① 人命の保護が最大限図られること	① 人命の保護が最大限図られること
②国家及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること	② 県及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること	② 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
③国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化	③ 県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化に資すること	③ 市民の財産及び公共施設の被害の最小化に資すること
④迅速な復旧復興が図られること	④ 迅速な復旧復興に資すること	④ 迅速な復旧復興に資すること

【事前に備えるべき目標】

※国（平成30年度見直し後）を基本に設定

	国		広島県	東広島市	ポイント
	（平成26年度）	（平成30年度見直し後）	（平成28年3月）	（計画案）	
1	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	直接死を最大限防ぐ	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	直接死を最大限防ぐ	人命の保護
2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	救助・救急活動等の迅速な実施
3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	必要不可欠な行政機能は確保する	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	必要不可欠な行政機能は確保する	行政機能の確保
4	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	通信機能の確保
5	大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	経済活動を機能不全に陥らせない	大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	経済活動を機能不全に陥らせない	経済活動の機能維持
6	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	ライフラインの確保
7	制御不能な二次災害を発生させない	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	制御不能な二次災害を発生させない	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	二次災害の抑制
8	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建、回復できる条件を整備する	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	迅速な復旧・復興